建築物の形態制限 【長岡エリア】用途地域あり

長岡地域	容積率/建蔽率	外壁後退 (法54条)	絶対高さ の限度 (法55条)	道路斜線制限 (法56条1項1号)		隣地斜線制限 (法56条1項2号)	北側斜線制限 (法56条1項3号)	高度地区 (法58条)	日影制限 法別表第4(に)(2)による		
				勾配	適用距離	(法56条1項2号)	※高度地区が優先	(法58条)	対象となる建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間(5m/10m)
第1種低層住居専用地域	80/50	1m	10m	1. 25/1	20m	_			軒高>7m 又は 階数≧3(地階を 除く)	1.5m	4時間/2.5時間
	100/50	_	10m			-	5m+1.25/1	第1種高度地区 北側斜線制限 5m+0.8/1			
第2種低層住居専用地域	80/50	1m	10m			ı					
	100/50	_	10m			_					
第1種中高層住居専用地域	200/60	-				20m+1. 25/1 31m+2. 5/1	10m+1. 25/1	第2種高度地区 北側斜線制限 7.5m+0.8/1	高さ>10m	4m	
第2種中高層住居専用地域	200/60						10111+1.25/1				
第1種住居地域	200/60						1	第3種高度地区 北側斜線制限 10m+0.8/1			5時間/3時間
第2種住居地域	200/60	_									
準住居地域	200/60	_					_				
近隣商業地域	200/80	_	-	1.5/1	20m		_	-			
	300/80	_						ı	1	-	_
商業地域	400/80	_	1				-	-	ı	1	_
	600/80		1		25m		1	ı	1	1	_
準工業地域	200/60	_			20m		_	-	高さ>10m	4m	5時間/3時間
工業地域	200/60	_					_	-	_	-	_
工業専用地域	200/60	_	_				_	-	_	_	_